

# 企業の社会的責任と新たな(刑事)法システムの構築

——刑事法的観点から見た企業活動とコンプライアンス等の実態調査を踏まえて——

甲斐克則\*

## 1 序

21世紀に入り、日本の社会構造は、ある種の転換期を迎えているように思われる。それは、行政組織、大学、病院、企業、スポーツ界等々、様々な領域で見られる。これを単純な図式で割り切るには躊躇を覚えるが、敢えて言えば、「透明性の高い公平なルールに基づいた責任ある社会構造」の構築へと向かって行っているように思われる。とりわけ大企業の構造変革は、欧米の企業との競争の中で、超国家的（trans-national）な活動規模であればあるほど、その方向へ向かわざるをえないであろう。このような潮流の中で、日本の企業構造も、かつてのいわば「家父長的企業体質」から「透明性の高い公平なルールに基づいた責任ある企業体質」へと転換を迫られているといえよう。コンプライアンス・プログラムないし企業の社会的責任（CSR）の必要性が叫ばれているのも、必然的な流れといえる。しかし、そもそもコンプライアンス・プログラムないしCSRの内容ないし法的位置づけは、どのように理解すればよいのであろうか。それは、刑事法的視点からも、座視できないものを多分に含んでいるように思われる。

そこで、われわれ早稲田大学21世紀COEプロジェクト「企業と市場に係る刑事法制研究グループ」（代表：田口守一教授）は、内

閣府経済社会総合研究所とタイアップして、社団法人商事法務研究会の協力を得ながら2004年10月に「企業の社会的責任・コンプライアンス等に関するアンケート調査」を実施した。同アンケートは、上場企業約3100社に送付され、幸いなことに942社から貴重な回答を得た。その回答の概略的分析を踏まえて、さらに、2004年11月13日に早稲田大学において「COEシンポジウム：企業の社会的責任——新たな法システムの構築を求めて——」と題するシンポジウムを開催した。このシンポジウムは、必ずしも全面公開ではなかったが、研究者、法曹関係者、行政関係者および50社以上の企業関係者、約200人が集まり、当該テーマについて熱く論じ合った実に有益な内容のものであった。掘り起こされたテープ原稿を改めて読み直しても、現在の問題状況が実によく反映されており、ここに記録として収めることにした。また、その後、上記アンケートに協力していただいた企業の中からインタビューに応じてよいという企業のうち11社について個別にインタビュー調査を実施した。

以上のような研究は、従来行われたことがなく、学術的観点からも貴重なものと考えられるし、実践的にもその成果を活用できると思われる。これらの全面的な分析・検討およびコンプライアンス・プログラム案の新たな枠組み呈示の準備は目下行っているところであるが、その成果は別途公表することにして、さしあたり本稿は、上述の企業へのアンケート調査とインタビュー調査を素材としつつ、

\* 早稲田大学大学院法務研究科教授

2004年11月のシンポジウムの討論内容を踏まえ、同シンポジウムの記録とともに、若干の理論的観点も加味して概略的な分析・検討の一端を示すことにした（アンケート自体の鋭い分析については、本誌掲載の今井猛嘉「企業活動とコンプライアンス——アンケート調査を踏まえた法的責任のあり方について——」を参考されたい）。

## 2 アンケート調査から浮かび上がる 現状の課題、その取り組み、そして限界

---

まず第1に、企業側から見た企業のコンプライアンス・プログラムないしCSRの意義・目的・工夫と課題についてであるが、一連の調査を通して、先進的取り組みをしている企業とそうでない企業との格差があることが判明した。それは、大企業と中小企業とで、あるいは業種間でも見られた。あるいは、大企業であっても、形ばかりのコンプライアンス・プログラムをつくって自己満足しているところもある（加藤ひとみ氏の言葉を借りて比喩的にいえば、「仏つくって魂入れず」）との指摘があった。他方で、インタビュー調査に行ったある企業では、実に入念なコンプライアンス・プログラムをつくって、かつそれを会社をあげて実践しているところがあった。とりわけ、海外の企業との取引が頻繁な企業ほどコンプライアンス・プログラムの重要性を認識している傾向が看取された。また、トップの意識改革を期待する声が強く聞かれたのも、特筆に値する。

第2に、法曹および公正取引委員会から見た企業のコンプライアンス・プログラムないしCSRの問題点についてであるが、検察官の経験の長い法務総合研究所の郷原信郎氏と独禁法改正作業にも関与している公正取引委員会の諏訪園貞明氏は、個人的見解ながら、コンプライアンス・プログラムのあり方、ひいては刑事制裁と行政制裁との関係について実に興味深い視点を呈示している。しかも、

両者は、必ずしも同一スタンスではない。刑罰を重くすれば解決するか、あるいは、刑罰に替えて課徴金を重くすれば解決するか、さらには、現行の刑罰制度を変革して新たな刑罰制度を導入すべきか。この問題は、今後も議論が続くであろう。

第3に、企業の組織内での対応の限界を指摘せざるをえない。ホットラインやヘルプライン等を設けている企業も増えているし、公益通報者保護法も制定されたが、本来の機能を果たすには、なおほど遠い。真の企業の自律を促すには、必要な範囲で外部の眼を入れて風通しを良くすることが必要と思われる。すでにこのシステムを導入している企業もある。しかし、この場合でも、形式的であってはならないであろう。要は、モニタリング機能が発揮できるかどうかである。その際、企業間で、コンプライアンス上の連帯を強化するのも一案と思われる。例えば、経営法友会などは、その重要な役割を担うのではなかろうか。

## 3 新たな法システムおよびコンプライアンス・プログラム構築への道標

---

1 では、新たな法システムないしコンプライアンス・プログラムを構築するには、どのような道標が必要であろうか。

私は、コンプライアンス・プログラムを3段階に分けることができると考えている。まず第1に、業種を問わず、いかなる企業においても遵守すべきコンプライアンス・プログラムの共通項が存在するものと思われる。刑法典に規定された違反行為はもちろん、独占禁止法に抵触する談合や証券取引法に抵触するインサイダー取引等、明らかに犯罪行為となりうるものは、その最たるものである。シンポジウムで諏訪園氏が某電器メーカーの社長のビデオによる訓辞（談合禁止）の例を出されたが、まさに良い例だと思われる。また、必ずしも犯罪行為とはいえないが、厳格な行

政規制の対象となっているもの、あるいは明白に民法上の不法行為とされているものも、それに含まれるであろう。

問題は、その周辺の企業活動についてである。コンプライアンス・プログラムを「予防」という観点から重視すればするほど、詳細なものにならざるをえないが、その場合、新たな共通枠組みを設けることは、業種なり企業の規模によって困難を伴うことが予想される。そこで、第2に、業種（場合によっては企業の規模）の特殊事情を考慮して、枝葉を付けて柔軟性を持たせたコンプライアンス・プログラムの方向が考えられる。とはいえ、トランス・ナショナル（trans-national）な企業活動の国際化ないしグローバル化の波の中で、国際的視点を抜きにしてコンプライアンス・プログラムを考えるわけにはいかないであろう（この点に関して、バイオテクノロジーの規制の問題について興味深い問題提起をしているものとして、デレク・モーガン（永水裕子＝甲斐克則訳）「バイオエコノミーを規制すること——バイオテクノロジーと法との関係の予備的評価——」法律時報77巻4号（2005）57頁以下参照）。もっとも、取引相手が国内に限定される場合、とりわけこの第2の点が考慮される必要があるかもしれない。しかし、その場合でも、「日本の企業風土に合うコンプライアンス・プログラムの樹立は可能か」、という問題設定をする際に、注意すべき点がある。すなわち、この問題設定は必ずしも誤りではないが、「日本の企業風土」の中に何を盛り込むべきか、という点に注意を払う必要がある。なぜなら、日本の一部でしか通用しないものを誇張して「日本の企業風土」論を持ち込むと、コンプライアンス・プログラムの本質を歪曲する懸念もあるからである。したがって、コンプライアンス・プログラムの中に取り込むことのできる「日本の企業風土」とは何かを抽出する作業が必要であると思われる。

第3に、以上の点を踏まえたうえで、さら

にきめ細かく企業内で独自にコンプライアンス・プログラムを作る方策もありうる。

以上の3段階で考えておけば、「魂の入ったコンプライアンス・プログラム」になる可能性がかなりあるように思われる。

2 第2に、経営者の責任の問題、とりわけ経営者の逸脱行動をどのようにチェックすべきか、という問題への対応が重要である。もちろん、経営者の責任といっても多様である。まず、経営者が犯罪行為を行った場合は、事後的に司直の手で裁かれる。しかし、刑法は、事後的チェック機能が主であり、経営者が犯罪行為を行った場合、企業のダメージおよび従業員に与える影響は計り知れない。ワンマン体制の企業であれば、適切な「魂の入った」コンプライアンス・プログラムがなければ、事前にチェックをしようがない。「トップの意識改革」は、最大の懸案事項である。

3 そこで、考えられるのが、行政の役割である。今回の企業へのアンケートおよびインタビューから得た感触では、所轄官庁（経済産業省、場合によっては金融庁）による行政指導、あるいは公正取引委員会の勧告等は、実際上かなり大きな役割を果たしている。アメリカにおける医療事故対策では、リスク・マネジメントの一環として、「人は誰でも間違える（To err is human）」ということを前提として、大事故が発生する前に、小さなミスの段階でインシデント・レポートを参考にしてチェックするシステムを作り、効果を上げており（甲斐克則『医事刑法への旅Ⅰ』（2004・現代法律出版）143頁以下参照）、日本でも類似のシステムを導入しつつある（L.コーン／J.コリガン／M.ドナルドソン編・米国医療の質委員会／医学研究所著（医学ジャーナリスト協会訳）『人は誰でも間違える——より安全な医療システムを目指して——』（2000・日本評論社）参照）。これは、企業にそのまま当てはまるか、若干の疑問はあるが、公益通報者保護制度とリンクさせて、

行政とタイアップすれば、展望は開けるように思われる。刑法でいえば、故意犯でなくても、過失犯は少なくともありうるということは、考えたほうがよい。さらには、諏訪園氏が指摘されるように、法整備に行政が尽力することも重要である。しかし一方で、規制緩和の潮流の中で行政が干渉しすぎることに對しては警戒感も強いし、行政側も過剰なコスト増には消極的である。むしろ行政にも人的・物的におのずと限界があることを自覚する必要がある。

このような要因を考慮したうえで、なおかつ有効な規制を求めるとすれば、どうすればよいであろうか。この点に関しては、われわれ刑事法グループによるCOEの研究会(2005年3月5日)において、内閣府経済社会総合研究所の白石 賢氏が指摘されたことが、そのヒントになるように思われる。すなわち、各企業が自主チェックできているかどうかを行政がチェックするというシステムである。これは、間接的チェックとなるが、小さなミスの段階で直接行政が介入するよりも、企業の自主性を尊重する意味でも、コスト面でも、実に有効な手段になると思われる。不祥事の絶滅は不可能だが、これにより、犯罪性の強い違反行為は可能なかぎり減らすことができると思われる。そういうシステムをコンプライアンス・プログラムの中に採り入れていけば、コーポレート・ガバナンスの向上は一定程度期待できるのではないだろうか。そして、それが同時にCSRを果たすことにもなるのではないだろうか。

4 第4に、刑事規制の役割と限界について述べておこう。まず、コンプライアンス・プログラムの刑法上の意義については、すでに前記シンポジウムにおける今井猛嘉教授の基調報告に対するコメントで述べたように、理論的には、法的に正当化(justification)のような機能を果たすものと、免責(excuse)ないし責任阻却のような機能を果たすものと、もうひとつ刑の免除的機能ある

いは訴追免除機能を果たすもの、という具合に三つの機能がある、と考えられる(なお、この問題についての最近の労作として、川崎友巳『企業犯罪の研究』(2004・成文堂)がある)。これを混同すると、「コンプライアンス・プログラムさえ作れば、それでよい」ということになる懸念がある。

犯罪といえ、故意犯だけではなくて、過失犯もあるわけで、過失犯については、英米法のように結果責任に近い厳格責任を一部認めるという考えもある。しかし、私は、企業の刑事責任についても、責任主義・責任原理というものを根底に据えて考えるべきだと思う。そして、故意犯の場合には、トップ、取締役、中間管理職、従業員、それぞれがどういう違法行為を行ったのかということで、違法性の意識の問題と関わってくる。さらに、過失犯では、いわゆる注意義務違反の認定の問題(管理・監督過失の問題を含む)で、コンプライアンス・プログラムを客観的注意義務の内容として理解する考え(新過失論ないし危惧感説)もありうるが、むしろ、それは一応の参考であって、注意義務違反についてはもっと個別の事情を考慮して主観的内容にまで立ち入って判断すべきであると考えられる。

故意犯にせよ過失犯にせよ、前述のように、企業における事故なり犯罪というのは突然起きるものではなく、具体的な危険の予兆は必ずあると思われる。その前提となるいくつかの危険性があって、それが積り積って大事故につながるし、故意犯でも同様だと思われる。

いずれにせよ、刑事規制には必ずと限界というものがあ、すべて刑罰で対応するよりも、代替手段ないし補完手段を考えながら対応する必要があると思われる。すなわち、企業犯罪ないし企業の逸脱行動を規制するには、刑事制裁と行政制裁(もちろん自主規制もありうる)のバランスのとれた併用策をとりつつ、例えば、独占禁止法改正で議論されているリーニエンシー制度のような新たなシステムを加味していくのが最も効果が上がると思

われる。

5 以上の点は、社会において多大な影響力をもつマスコミマスコミ報道にも十分に理解してもらえるよう努力すべきであるし、マスコミにも相応のコンプライアンス・プログラムを求めていくべきである。

#### 4 結 語

---

以上、企業へのアンケートおよびインタビュー調査、さらには前記シンポジウムを踏まえ、コンプライアンス・プログラムの枠組みの呈示のための基本的視座について論じてきた。これを元に、今後、わがプロジェクトのメンバーとともにコンプライアンス・プログラムの枠組み自体、さらにはコンプライアンス・プログラムのモデル案を模索していきたいと考える。